

議案第46号

みよし市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

みよし市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年9月1日提出

みよし市長 小山 祐

みよし市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

みよし市認可地縁団体印鑑条例（平成21年三好町条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 （2）以下 略 （登録） 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	（登録資格） 第2条 同左 （1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号</u>へに規定する職務代行者 （2）以下 略 （登録） 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、地方自治法施行規則の一部改正に伴い必要があるからである。